

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 77 号

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則

京都市昼間里親規則の一部を次のように改正する。

別表備考1中「4月1日」を「前年度の3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市昼間里親規則の規定は、平成23年4月分の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部保育課)